

令和7年9月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社土浦観光バス（法人番号：3050001009504） 代表者 池田 忠人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県土浦市真鍋3-13-8 (本社営業所) 茨城県土浦市真鍋3-13-8
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月19日及び令和7年7月8日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイヤマ観光（法人番号：7050001030191） 代表者 相山 隆司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常総市蔵持742-1 (取手営業所) 茨城県取手市稲1169エビハラハイツ203
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月20日及び令和7年5月28日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)